

| | |
|------------------|---|
| Title | オットー・パウアーと民族自治：チェコ少数派学校をめぐって |
| Sub Title | Otto Bauer and the national autonomy : on the problems of the Czech minority school |
| Author | 勝又, 章夫(Katsumata, Akio) |
| Publisher | 三田史学会 |
| Publication year | 2008 |
| Jtitle | 史学 (The historical science). Vol.77, No.1 (2008. 7) ,p.65- 86 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 論文 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20080700-0065 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

オットー・バウアーと民族自治

——チエコ少数民族派学校をめぐる

勝 又 章 夫

一

オーストロ・マルクス主義の代表的論客の一人、オットー・バウアーの民族理論に関心が集まっている。一九〇七年の著書『民族問題と社会民主党』が英語や日本語に次々と翻訳されただけではない。⁽¹⁾バウアーの民族理論、民族政策に関する研究も数多く発表されている。⁽²⁾このようなバウアーへの関心の高まりも、バウアーの理論的功績を考えるならば、驚くには当たらない。民族を「運命共同体から生じた性格共同体」と定義し、居住地にかかわらず諸個人が民族的権利を享受するという個人原理に基づく民族自治を基礎付けたバウアーの著書は、レシエク・コワコフスキが評しているように、「この分野における最も重要なマルクス主義の論考」と看做されるから

オットー・バウアーと民族自治

である。⁽³⁾

しかし、今日このようにバウアーへの関心が高まったとしても、バウアーの民族理論と民族政策がこれまで知られていなかったわけではない。それはオーストリア史家によって高く評価されてきた。ロバート・カーンはバウアーに代表されるオーストリア社会民主党の民族政策をドイツ民族派、カトリックのそれと比較し、社会民主党の政策が「最も包括的かつ最も入念に計画され、しかも同時に最も民主的」な対応であったと評価している。⁽⁴⁾

それでは何故いまバウアーが注目を集めるのだろうか。この背景には現代が直面する民族問題があるように思われる。ソヴィエト連邦の崩壊以後の民族紛争は社会主義体制が民族問題を解決できなかったという事実を白日の下に曝し、とりわけユーゴスラヴィアの内戦はレーニン

主義的民族政策の限界を改めて示した。ユーゴスラヴィアのように諸民族が重なり合って生活している地域では、国家として分離する権利としての民族自決権がかえって民族紛争を激化させたからである。バウアーに期待されているのは、このような民族問題に対する解決策であり、この期待がバウアー再評価を促しているのである。「バウアーの著作はポスト共産主義世界の状況に関連して極めて重要であると看做されなくてはならない」というジョン・シュワルツマンテルの発言は、現在バウアーの民族理論に関心を寄せる者に共通する見解であろう。⁽⁵⁾

バウアー再評価をとりわけ促したのはユーゴスラヴィアにおける「民族浄化」という経験であろう。これを端的に示しているのがミッシェル・レヴィイにおけるバウアー評価の変遷である。一九七四年にレヴィイはバウアーを厳しく批判していた。レヴィイによれば、バウアーは民族問題を専ら文化的観点から分析しており、「国民国家の建設」という政治的観点を無視しているという。⁽⁶⁾ しかしレヴィイは一九九六年になるとレーニンにおける民族自決権の問題点を指摘し、「領土的自決と民族的・文化的自治は互いに排除しあうのではなく、補完的なものと看做されなくてはならない」と主張するようになる。⁽⁷⁾ このよ

うなバウアー再評価を引き起こしたのは、「諸民族が互いに密接に重なり合っている領域において、破壊と殺戮、『民族浄化』を引き起こさずに」民族自決権をどのように適応しうるだろうかというユーゴスラヴィアの経験から引き出された問題意識であった。⁽⁸⁾ レヴィイと同じ問題意識から加藤一夫も、民族自決の論理は紛争の重要な要因となるほど「病理化」するなかで、むしろ「バウアーらの個人原理に基づく非政治的な文化的民族自治の方が有効になってきた⁽⁹⁾」と述べている。さらにマイケル・フォアマンに至っては「民族自治は民族自決権に内在する民族浄化を廃止する⁽¹⁰⁾」とまで述べている。これらの発言はレーニン主義と民族自決権への失望と同時に、バウアーへの期待の高さを示していると言えよう。

このようにバウアーの民族政策への関心の高まりがユーゴスラヴィアにおける「民族浄化」という経験と、それに触発された現代の政治的関心によって規定されているとすれば、バウアーから現代の政治的課題に関する示唆を得るためには、バウアーの民族政策を歴史的文脈の中で理解し、その限界をも認識することが求められるのではないだろうか。少なくとも歴史家が民族自治政策の実効性に疑いを投げかけてきたのであるから、この歴史

的検証は不可欠であると思われる。オーストリアの歴史家フーゴー・ハンチュによれば、民族自治はおそらくより早い時期においては民族対立を緩和したであろうが、青年チェコ派の民族的急進主義が強力になってからは、オーストリアにおける最大の民族問題をなすチェコ問題⁽¹¹⁾に対して民族自治政策はもはや不十分であったという。しかしそれ以上に根本的な批判はロマン・ロズドルスキによる批判であろう。ロズドルスキは、バウアーとレンナーによって提唱された民族自治においても「国家権力における決定的な地位はやはりドイツ人少数派に委ねられることになっていた」と述べて、民族自治政策にドイツ・ナシヨナリズムが内在していたと指摘しているからである。⁽¹²⁾

これらの批判を考慮しつつ、本稿ではバウアーの民族自治政策を歴史的文脈の中で再検討する。しかし民族自治が単なる思想ではなく、政治的な実現を求めるものである以上、その検証もまた政治的実践の場を対象としなくてはならないであろう。このような観点から本稿が分析の対象とするのはチェコ民族的少数派学校の問題に対するバウアーの「極めて矛盾に満ちた」⁽¹³⁾対応である。後述するように、個人原理に基づく民族自治が、その居住

地に関わりなく諸個人に民族的権利を承認するものであるとすれば、ウィーンをはじめとするドイツ人地域におけるチェコ人少数派が児童をその母語で教育する小学校の建設を求めた場合、その要求は認められてしかるべきであろう。しかしバウアーはこの要求に対して極めて消極的な態度を取っただけでなく、民族的少数派が多数派に同化することを暗に求めたのであった。ここにはバウアーの民族自治政策の限界が現れていると言えるのではないだろうか。

このような問題意識から本稿では、チェコ少数派学校問題の歴史的背景を概観した上で、この問題に対するバウアーの対応を検討することによって、バウアーの民族自治政策の矛盾を明らかにすると同時に、バウアーがこのような矛盾に陥った背景を追求する。このような歴史的検証は、今日でもなお価値を失うことがないバウアーの民族理論を現代に生かすための一助となるはずである。

二

ボヘミアのチェコ少数派学校問題を引き起こした原因の一つはボヘミアにおける産業革命の特殊性に求められるべきであろう。ボヘミア北部とボヘミア中部は一八四

○年代から繊維工業を中心に軽工業を発達させ、十九世紀半ば以来オーストリア工業の中心地であったが、一八四八年革命以降、七三年の経済危機に至るまで食料品製造業、陶器、ガラス工業に加え、炭鉱業、機械工業などの重工業も革命的な経済発展を遂げた。とりわけ注目に値するのは炭鉱業であり、ボヘミア北部のドウツクス(ドウフツォフ)、ブリュックス(モスト)、テプリッツ(テプリツェ)を中心とする炭鉱は四八年から七三年にかけて採掘量を十四倍に拡大して⁽¹⁴⁾いた。ボヘミアにおける工業化に伴い、農村から都市に労働者が流入したが、ボヘミアの社会民主主義者ヨーゼフ・ゼリガーが指摘しているように、都市への労働者の流入という「他の工業国であれば経済的進歩の現れにすぎないものが、ボヘミアでは民族問題」を引き起こしたのである。⁽¹⁵⁾なぜなら、六〇年代以降、工業の中心地をなしていた北ボヘミアのドイツ人地域にチェコ人労働者が急速に流入したからである。チェコ人労働者の移動は、とりわけボヘミア北部の炭鉱地域における民族間の力関係を劇的に変化させた。一八八〇年から一九〇〇年にかけてボヘミア北部の炭鉱地域におけるドイツ人の人口も六〇%増加したが、チェコ人の人口増加率は三〇〇%を越えたのである。⁽¹⁶⁾

ドイツ人が人口の多数を占める都市の周辺にチェコ人労働者の居住地域が成立すると、そこにチェコ人の職人や商人も移り住み、チェコの民族文化、言語を維持する環境が整うことになった。このような地域で生まれ育った児童はチェコ語しか理解しなかったため、児童の母語による教育とチェコ少数派学校の建設という要求が生じてくる。この要求を満たすために一八八〇年に設立されたのが、「中央学校協会」(ústřední matice školská)であった。

そもそもチェコ人労働者を導入したのはドイツ民族派を自認するドイツ人資本家だったが、ドイツ人地域へのチェコ人労働者の流入はドイツ人の目にはオーストリアのスラヴ化と映っていた。それを政治において体现しているように見えたのが一八七九年に発足したターフェ内閣である。ターフェ内閣は一八八〇年四月の言語令によってチェコ語を全ボヘミアにおける官吏の外務言語として承認したが、この言語令をドイツ人はチェコ人の優遇と看做したのだった。このような状況においてゲオルク・シエーネラーに代表されるような急進的なドイツ・ナシヨナリズムが勢力を拡大し、ドイツ人側もドイツ人学校の建設を目的とする「ドイツ学校協会」(Der Deuts-

sche Schulverein) を設立すると、学校建設は児童ひとりひとりの民族的帰属をめぐって争う民族闘争の焦点となったのである。

ドイツ学校協会とチェコ人の中央学校協会は二言語地域に私立学校を設立し、それを公立学校として公認させるという方法を取った。一八六九年に制定された小学校教育法五十九条によれば、「徒歩で」一時間の範囲内に平均して五歳の児童が四十人以上おり、半マイル以上離れた学校に通わなくてはならない」ところでは小学校を建設しなくてはならないと定められていた⁽¹⁷⁾ので、両学校協会は民族的扇動によって児童を獲得し、学校の拡大を図った。このような活動は民族対立を激化させたが、ここで注目すべきことは、ボヘミアにおいては民族対立が階級対立と重なり合っており、チェコ人小学校に子供を通わせていたチェコ人労働者はドイツ人資本家による厳しい圧力に曝されたことである。典型的な例は一八八七年のミース（ストシーブロ）のケースである。ミースの鉛鉱山で働くチェコ人労働者は、公立のチェコ人小学校や中央学校協会が運営する私立学校に子供を通わせていたが、彼らは解雇通告によって脅され、公立のドイツ人小学校やドイツ学校協会によって運営される私立学校

に子供たちを転校させるよう強いられたという⁽¹⁸⁾。「民族的憎悪は変形された階級的憎悪である⁽¹⁹⁾」というパウアーの周知の定式も、このような背景のもとで構築されたと言えるだろう。

ボヘミアと並ぶ民族問題の焦点となったのは帝国の首都ウィーンである。ウィーンを含む下オーストリアにも多くのチェコ人が流入し、一九〇〇年の人口調査によれば、ウィーンには一〇二九七五人のチェコ人が居住していたという⁽²⁰⁾。一八七二年チェコ人は若年労働者の教育を担うべきコメンスキー協会を設立し、コメンスキー協会は一八八三年、下オーストリア州議会におけるドイツ人議員の反対にもかかわらず、ウィーン十区にチェコ語を教育言語とする私立学校の建設にこぎつけた。しかしコメンスキー学校を公立学校化するというチェコ人の要求は拒否され続けたのだ。チェコ人がコメンスキー学校の公立化を要求するにあたって依拠したのは一八六七年十二月に制定された「国家公民の一般的権利に関する国家基本法」第十九条であった。なぜならそれは、諸民族の同権を保障すると同時に、「多くの諸民族が居住する諸州においては、第二の州言語の習得を強制することなく、各々の民族が自分の言語で教育を受けるために必

要な手段を受け取るように、公的教育制度は整備されなくてはならない」と定めていたからである。

この国家基本法第十九条は実際に民族的少数派を救済する機能を果たしたことがあった。その一つが一八七七年のテーマナウ訴訟における帝国裁判所の判決である。下オーストリアに位置する下テーマナウ、上テーマナウ、ビショッフスヴァルトでは住民の圧倒的多数がチェコ語を日常言語としていたが、下オーストリア州学校評議会は、これらの自治体の小学校においてもドイツ語の教科書を使い、ドイツ語で授業を行うよう指示していた。三自治体がこれに抗議し、国家基本法によって保障された国家公民の権利が侵害されたと訴えると、帝国裁判所は「スラヴ語」が州の習慣的言語であるという認識を示し、この訴えを認めたのだった。一八七七年のテーマナウ訴訟に関する帝国裁判所の判決は、国家基本法第十九条において承認された諸民族の同権がたんなる理想ではなく、国家基本法が応用可能な法であることを確認した点で画期的であった。⁽²²⁾

一八八〇年にはウィーンの子エコ人にとって極めて重要な判決がもう一つ下された。プロデイ訴訟の判決である。プロデイはガリツィアに位置する人口約二万人の小

都市だが、その住民の八〇％はユダヤ人であった。彼らはドイツ語を日常言語として使用していたが、ガリツィア州学校評議会は小学校の教育言語としてポーランド語しか認めようとしなかったため、一八八〇年四月十六日プロデイ市はガリツィア州学校評議会の命令を承認した。教育省の決定を不服として帝国裁判所に異議を申し立てた。一八八〇年七月十二日帝国裁判所は異議を聞き入れ、州の習慣的言語に関して教育省とは異なる見解を示した。教育省が州の習慣的言語と看做したのは州の全体で習慣となつている言語だけであったが、帝国裁判所は、個々の地域において習慣的であればドイツ語も州の習慣的言語と看做されるという判決を下したのである。⁽²³⁾ この判決は、ウィーンの一部に集中して生活する子エコ人にも子エコ語を教育言語とする公立小学校の建設が認められる可能性を示唆するものであった。

これらの判決を背景としてウィーンの子エコ人はコムンスキー学校の公立化を求めるコムンスキー訴訟を起こした。子エコ人の訴えは次のようなものである。プロデイ訴訟の判決において明らかにされたように、州の習慣的言語とは州の全体で話されている言語のことではなく、州の個々の地域でまとまった数の住民によって日常言語

として用いられている言語のことである。下オーストリアでは、「ほとんどの郡で比較的多数の住民がチェコ語を日常言語として用いている」のだから、チェコ人は「下オーストリアに確固たる居住地」を有し、従って、ウィーン人のチェコ人はチェコ語を教育言語とする公立学校を設立する権利を持つと⁽²⁴⁾。これに対して帝国裁判所は、下テームナウ、上テームナウ、ビショッフスヴァルトを例外と看做し、下オーストリアのチェコ人が「州における民族的個性」として認められるに足るほど「歴史的な根を下ろしていない」という判決を下して、ウィーン人のチェコ人の要求を却下したのである。⁽²⁵⁾一九〇四年十月十九日に下されたこの判決は、バウアーが指摘しているように、資本主義的發展とそれに伴う人口移動の結果生じた民族的少数派には少数派学校を要求する権利が認められないということの意味していた。⁽²⁶⁾

三

個人原理に基づく民族自治に期待されていたことは、ウィーンのコメンスキー学校の問題に典型的な姿で現れるような民族的少数派の問題を解決することであった。なぜならカール・カウツキーがオーストリアの民族問題

を解決するために提案した民族自治や、ブリュン党大会で採択された民族綱領は地域原理に基づいており、カウツキー自身が認めているように、地域的自治の下では「プラハのドイツ人やウィーン人のチェコ人のような少地域の言語的孤島や民族的少数派」の問題は解決されないからである。⁽²⁷⁾これに対して社会主義者として初めて個人原理に基づいた民族自治を提案したエトビン・クリスタンは、「チェコ人の同権は、プラハとプルゼニユで承認されても、ウィーンで承認されなければ、疑わしい同権である」と述べ、⁽²⁸⁾クリスタンに続いて『国家と民族』を発表したカール・レンナーも、地域原理の下では「ウィーン人のチェコ人は自らの民族としての在り方を行為によって示す権利を持たない」と述べている。⁽²⁹⁾個人原理に基づく民族自治はまさに民族的少数派の問題を解決するために考案されたと言えよう。

レンナーの提案を継承したバウアーは個人原理に基づく民族自治を次のように定式化する。「純粹な個人原理は民族を地域的な団体としてではなく、純粹な個人連合として構成しようとする。……諸民族は、彼らがどこに居住しているにせよ、単一の団体に統合され、自らの民族的関心事を独立に管理するべきである。」⁽³⁰⁾バウアーに

よれば、民族自治の基礎をなすのは成人した市民が民族的帰属を自由に選択することによって作られる民族台帳である。民族台帳に基づいて法的団体として構成された各民族は「民族の文化的要求を満たし、学校、図書館、劇場、博物館、大衆的教育施設を設立するという課題」を負い、民族的同胞への課税によって必要な手段を調達する権利を持つとされた⁽³¹⁾。

このような民族自治の下ではチェコ少数民族学校の問題も解決されると期待されたかもしれない。事実、パウアーはチェコ少数民族学校の必要性を認めている⁽³²⁾。それにもかかわらずパウアーは民族問題の包括的な解決に固執し、「ウィーンにおけるチェコ人学校の問題は、それだけを取り上げるならば、完全に解決不可能」であると述べて、ウィーンのチェコ人の要求を積極的には支持しなかった⁽³³⁾のである。これに対してチェコスラヴ社会民主党はコメンスキー学校の公立化を要求していた。なぜならウィーンの子エコ少数民族派が主として労働者だったからだけでなく、彼らの権利を擁護することは、ボヘミア王国の自治を求めるチェコ・ナショナリズムの批判ともなり得たからである⁽³⁴⁾。それ故、ポフミール・シュメラルはチェコスラヴ社会民主党第九回党大会の報告「民族問題と社会民

主義」において、「ドイツ人地域とウィーンにおけるチェコ人児童のためのチェコ人学校」を「最も重要かつ焦眉の要求⁽³⁵⁾」と看做し、パウアーに代表されるドイツ社会民主党の態度を「民族的日和見主義⁽³⁶⁾」と呼んで厳しく批判したのだった。

少数民族学校の問題に関してドイツ社会民主党とチェコスラヴ社会民主党の見解の相違がしだいに表面化してきたために、パウアーは一九〇九年社会民主党の理論機関紙『キャンプ』において少数民族学校の問題に関する理論的討論を呼びかけた。パウアーがこの討論において両党の妥協点を見出そうとしていたことは、この時期のパウアーの発言から容易に察せられる。パウアーはシュメラルへの書簡において、ドイツ語を教育言語とする学校はチェコ人児童の役に立たないということを『アルバイター・ツァイトウング』が認めるようになったと伝えると同時に⁽³⁷⁾、チェコ人児童がドイツ語の知識も必要とするというチェコスラヴ社会民主党のアルフレート・マイスナーの発言を『キャンプ』誌上で紹介している⁽³⁸⁾。パウアーはドイツ人とチェコ人に互いに譲歩させあうことによつて対立を回避しようとしていたものと思われる。

パウアーが論文「民族的少数民族学校」で提案した学校

はドイツ社会民主党とチェコスラヴ社会民主党の妥協点となるように構想されていた。バウアーによれば、最も教育的効果を期待できるのは児童が母語によって教育される場合である。しかし民族的少数派は住民の多数派の言語も習得する必要がある。そこで多数派の言語はすべての学年で教育科目として教えられただけでなく、高学年では若干の科目において教育言語として利用されなくてはならないという⁽³⁹⁾。しかし少数派学校の問題をめぐる討論において理論的焦点となったのは民族同化の問題であった。この問題に関してバウアーは、「同化を人為的に妨げようとするいかなる試みにも用心しなくてはならない」と述べて、チェコ人少数派の児童には「同化を妨げないが強制しない」学校が必要であると主張した。バウアーが提案した少数派学校はこの目的に合うものでありとされた⁽⁴⁰⁾。

このようなバウアーの立場に反対したのが歴史家のルド・モーリッツ・ハルトマンであった。ハルトマンによれば、労働者階級は個々人の利害を代表する個人主義ではなく、全体の利害を代表する集団主義の立場を取るべきであるという。この集団主義からすると、言語的同化は全体の利害に合うものと看做され、学校の目的は少数

派を多数派に順応させることにあるとされる。このような立場からハルトマンは、バウアーが提案した少数派学校は少数派の児童を多数派の児童から分離し、自然な同化を妨げることにはかならないと主張した⁽⁴¹⁾。

ハルトマンの主張はチェコ人側に激しい反発を呼び起こした。チェコスラヴ社会民主党のフランティシエク・トマーシエクは、ハルトマンが少数派学校を「自然な発展の障害」と看做していることを厳しく批判している。

トマーシエクによれば、民族的少数派の成立は資本主義の発展の帰結なのだから、少数派学校を拒否し、少数派を脱民族化しようとするこそ自然な発展の妨げに他ならない。それ故、民族間の既存の力関係の維持をもくろむハルトマンの立場は「民族の不可侵性と永遠の普遍性の背後に立てこもる保守主義」と看做されなくてはならないという⁽⁴²⁾。トマーシエクは帝国議会の演説においても、民族間の力関係の変化こそ資本主義の発展傾向であると主張している。トマーシエクによれば、主としてプロレタリアからなるチェコ少数派は資本主義的發展の所産であり、「社会的發展は強力な味方として我々の側に、すなわちプロレタリア少数派の側に立っている」というのである⁽⁴³⁾。

『キャンプ』における論争から明らかになつたことは、民族同化に関するドイツ社会民主党とチェコスラヴ社会民主党の理論的な対立であつた。ドイツ社会民主党は、強制的な同化を求めるにせよ、「同化を妨げない」という立場を取るにせよ、民族同化を資本主義的發展の自然な傾向と看做していた。この立場からすると、チェコ人少数派に対する抑圧に反対すべき理由は、民族的抑圧によつてチェコ人の平和的な同化が妨げられるという点にあつた。これに対してトマーシエクらチェコスラヴ社会民主党は、民族間の力關係の変化こそ資本主義的發展の自然な傾向であり、チェコ人少数派は今後も同化されることなく増大すると主張したのであつた。

チェコスラヴ社会民主党にとっては、ハルトマンだけでなくパウアーの立場も受け入れがたいものであつた。なぜならマイスナーが指摘しているように、ドイツ社会民主党が民族同化を民族問題の解決策と看做す限り、「彼らは同化を求めることになり、同化を『困難にしない』だけでなく、同化を準備し、それどころか実行する学校を求めることになる⁽⁴⁴⁾」と考えられたからである。しかもパウアーは、「平和的な同化によつて民族的な摩擦が減ること」を「インターナショナルリストたるドイツ社

会民主主義者」も望んでいると述べて、民族問題をめぐつてドイツ社会民主党とチェコスラヴ社会民主党の間に利害対立が存在すると公言していた。このような発言に對してチェコスラヴ社会民主党のヨゼフ・フデツは激しく反発し、「民族と党の利害」が前提とされるなら、あとは「ただ鬪争あるのみである」と述べたのである。⁽⁴⁶⁾こうしてドイツ社会民主党とチェコスラヴ社会民主党の対立は民族対立の様相を呈することになつた。

このような対立にもかかわらず、帝国議会において社会民主党議員団は民族的少数派の保護に関して共同歩調を取ることができた。社会民主党議員団は、ウィーン十二区と二〇区におけるコメンスキー学校の閉鎖に抗議し、「私立学校の違法な閉鎖」を阻止すべき緊急動議を共同で提出している。⁽⁴⁷⁾しかし帝国議会におけるドイツ社会民主党とチェコスラヴ社会民主党の衝突は不可避であつた。一九一〇年六月チェコ農民党のフランティシエク・スタニエクが「ボヘミア学校を維持するために、ウィーンのコメンスキー協会への補助金として十萬クローネを一九一一年の国家予算に計上する」という動議を提出すると、チェコスラヴ社会民主党がそれに賛成したのに対して、ドイツ社会民主党は反対し、それを廃案に持ち込んだの

である。⁽⁴⁸⁾

スタニエク動議をめぐってドイツ社会民主党とチェコスラヴ社会民主党の対立が公然化したため、社会民主党議員団は民族的少数派の問題に関する協議を行い、決議案の作成をヴィクトル・アードラーに委任した。アードラー決議案は、コメンスキー学校のような特定の学校の援助を目的としたものではなく、少数派学校の設立を義務付けられた自治体と、少数派学校の設立を目的とした団体の支援のために三百万クローネの予算を国家に要求することによって、少数派学校の問題を包括的に解決することを目指していた。⁽⁴⁹⁾しかし、この決議案によっても社会民主党内のドイツ人とチェコ人の対立が治まることはなかった。チェコスラヴ社会民主党は、ドイツ社会民主党が「諸民族の同権という原則」を傷つけ、「ウィーンのチェコ人児童の母語による教育への権利という原則的な問題」においてドイツ・ナシヨナリズムの圧力に屈したとして、ドイツ社会民主党を激しく非難した。⁽⁵⁰⁾

バウアーはドイツ社会民主党がスタニエク動議に反対せざるを得なかった理由を次のように説明している。スタニエクが要求しているように、ウィーンのコメンスキー学校のような特定の学校のために国家が働くとなれば、

オットー・バウアーと民族自治

ただちに数百もの少数派学校の問題が議会の議事日程に上ることになる。これは民主的議会にとつては自殺行為も同然である。それ故、ドイツ社会民主党はスタニエク動議に反対したのである、と。⁽⁵¹⁾さらにバウアーは民族問題を解決するための戦術についても考察を加える。バウアーによれば、チェコスラヴ社会民主党とドイツ社会民主党の戦術上の違いは、個々の民族的な要求のための闘争に参加するか、それともブルジョア・ナシヨナリストの要求に対して、民族自治による民族問題の原則的解決という要求を対置するかという違いであり、この違いがスタニエク動議とアードラー決議案の対立として表面化しているのだという。チェコスラヴ社会民主党は前者を原則的なインターナシヨナリズム、後者を民族的日和見主義と呼んでいるが、バウアーによれば、前者は民族的修正主義であり、後者こそ原則的なインターナシヨナリズムであるという。⁽⁵²⁾

しかしバウアーが主張する原則的なインターナシヨナリズムとは少数派学校の問題の棚上げを意味していた。なぜならバウアーがハインリヒ・ヴェーバーという筆名で発表した論文「インターナシヨナリズムの本質」によれば、インターナシヨナリズムとは「特殊な民族的目標

すべてを全プロレタリアートの共通の階級利害に従属させる⁽⁵³⁾」ことだったからである。このような立場からすれば、チェコ人児童が母語による教育の機会を奪われたとしても、それは些細な問題と看做されることになる。もっとも、このような発言はチェコスラヴ社会民主党との和解を実現するための方便だったのかもしれない。バウアーは匿名の論文でチェコ人を厳しく批判することによって、ドイツ社会民主党の立場を受け入れさせようとしていたのではないかと思われる。しかしチェコスラヴ社会民主党はインターナショナル・コペンハーゲン大会への報告において「ヴェーバー」論文に激しく反発した。チェコスラヴ社会民主党は、ヴェーバーが「政治的に自立した民族の労働者」を代表しているにすぎず、それに対して「非ドイツ人労働者」は「国家公民の最も基本的な権利」のために戦わなくてはならないと主張したのだ⁽⁵⁴⁾。コペンハーゲン大会において労働組合におけるチエコ自治派の活動が厳しく批判され、オーストリア社会民主党の崩壊が不可避となると、バウアーは原則的なインターナショナルリズムを公言するようになる。「労働者階級にはコメンスキ協会の学校のほかに課題があり、プロレタリアートの偉大なる国際的解放とはほとんど関

わりのない若干の地域的な問題における見解の相違のために、労働運動の統一が危険に曝されるわけにはいかなのである⁽⁵⁵⁾」と。このようにバウアーは民族闘争を階級闘争に従属させることによって、「ウイーン⁽⁵⁶⁾のチェコ人はさしあたり私立学校で満足しなくてはならない」と結論付けたのである。それはバウアーのインターナショナルリズムが実際にはドイツ社会民主党の要求に他ならないことを示していた。

しかしバウアーの態度はインターナショナルリズムと言い得るであろうか。後にバウアーはレーニンとローザ・ルクセンブルクの態度にインターナショナルリズムを見出すことになる。レーニンがポーランドに民族自決権を承認したのに対して、ルクセンブルクはポーランド・ナショナルリズムを厳しく批判しており、一見すると彼らの民族政策は互いに矛盾しあっているように見える。しかし自らの民族のナショナルリズムを批判し、他の民族の民族的要求を承認することによって、彼らはインターナショナルリストとしての役割を果たしたのだ⁽⁵⁷⁾。このようにインターナショナルリズムが二つの民族の相互関係においてはじめて成立するものであるなら、ドイツ社会民主党の立場をインターナショナルリズムと称したバウアーは一

面的であるという批判を免れないのではないだろうか。バウアーはむしろチェコ人の民族的要求に応えることによつてこそ、インターナショナルリズムの責務を果し得たのではないだろうか。

四

チェコ少数派学校の問題を中心にバウアーの民族政策を再検討することによつて、バウアーの「極めて矛盾に満ちた」⁽⁵⁸⁾態度が明らかになつたと思われる。バウアーにおける第一の問題点は、バウアーが一方で個人原理に基づき民族自治という要求を掲げ、チェコ少数派学校を設立する必要性を認めながらも、他方で民族問題の解決策を民族同化に求めていたということである。第二の問題点は、コメンスキー学校の公立化に関する対立がドイツ社会民主党とチェコスラヴ社会民主党の民族対立となつていたにも関わらず、ドイツ社会民主党の要求をインターナショナルリズムと同一視し、チェコスラヴ社会民主党の要求をナショナルリズムと看做したことであつた。

個人原理に基づく民族自治と民族同化はどのような形で両立しうるのであろうか。バウアーは民族同化を次のように説明している。資本主義の発展に伴い農村から都

市へと流入した労働者は農村の生活様式を捨てて都市の生活様式を身につけるが、ドイツ人が多数を占める都市においてチェコ人労働者は同時にドイツ語も身に付けなくてはならない。それ故、バウアーによれば、「ゲルマン化は都市化の部分現象であり、民族同化は社会的同化の一形態」であつた。バウアーによれば、ドイツ人が多数を占める都市に流入したチェコ人労働者はドイツ人とチェコ人の二つの文化共同体に帰属しており、この労働者がチェコ人にとどまるかドイツ人になるかは「民族文化の自由競争」によつて決定されるという。民族自治は民族間の諸関係に介入しない「非民族的國家」を前提としていふのだから、このような民族同化は民族自治政策と両立しうるとバウアーは主張したのだ⁽⁵⁹⁾。

このような主張は、一見すると、バウアーの民族規定から導き出されているように見えるが、民族自治と民族同化の背景には異なる民族規定があると思われる。個人の民族的権利を保障すべき個人原理に基づく民族自治を基礎付けるためには、民族を個人の属性の一つとして把握する民族規定が必要であつた。この点でバウアーは従来のマルクス主義的的民族理論に依拠することはできなかつた。なぜなら、当時マルクス主義者の間で広く受け入

れられていたカウツキーの民族規定によれば、民族とは資本主義の発展によつて生み出された言語共同体であり、この民族規定は地域的な民族自治しか基礎づけられないばかりか、チェコ民族が存続する可能性をカウツキーが否定したことから分かるように、この民族規定においては、資本主義の受け皿となり得ない「小民族」は資本主義を担う「大民族」によつて同化、吸収されざるを得ないと考えられていたからである。⁽⁶⁰⁾それ故、バウアーは「運命共同体から生じた性格共同体」という民族規定を新たに構築したのであった。この民族規定は、共通の領土を民族の本質的な性格に数えていないだけでなく、民族性を「個人における歴史的なもの」⁽⁶¹⁾、「個人の固有性の一部」⁽⁶²⁾と看做していた。このような民族規定によつて個人原理は支えられていたのである。

この民族規定によれば、外国語を学んだとしても他の民族に属することにはならないとされていたが、⁽⁶³⁾バウアーが民族同化を「都市化の部分現象」、「社会的同化の一形態」と看做したとき、民族は資本主義の発展によつて生み出された言語共同体と理解されているように思われる。というのもバウアーは、ドイツ人都市のチェコ人労働者が職場でドイツ語を話すことによつてドイツ人にな

ると主張しているからである。⁽⁶⁴⁾バウアーが言語共同体という民族規定を持ち出してきたのは、資本主義の受け皿となり得ない民族的少数派は民族同化を免れないと結論づけるためだったのではないだろうか。

もちろんバウアーはハルトマンのように民族的少数派の強制的同化を要求したわけではない。しかしこのように民族同化という要求がバウアー本来の民族規定に基づくわけではないとすれば、その背後には別の動機が働いていたと考えるべきであろう。それはバウアー自身におけるドイツ・ナシヨナリズムではなかっただろうか。なぜならバウアーは論文「民族同化の諸条件」において、チェコ人地域におけるドイツ人ブルジョアジーには少数派学校を認める一方で、ズデーテン地方のチェコ人少数派には少数派学校を認めないと主張したが、⁽⁶⁵⁾それはドイツ・ナシヨナリズムの要求に添うものだったからである。

オーストリアの社会主義運動、労働運動においては、被抑圧民族の労働者が抱く「素朴なナシヨナリズム」だけでなく、支配的民族たるドイツ人の社会主義者の間にもスラヴ人の蔑視と結びついたナシヨナリズムが存在した。このような傾向の代表者の一人は、シェーネラーの「リンツ綱領」の作成に参加し、ドイツ学校協会におい

でも指導的な役割を果たしたアードラーである。彼はドイツ民族派の運動を離れ社会主義運動に参加するようになってからも、「ドイツ人児童のスロヴェニア化やチェコ化」⁽⁶⁶⁾に強い不快感を示したが、このような態度はアードラーに限られるものではなかった。バウアーも「ドイツの学問と芸術の偉大さ」をチェコ人労働者に伝えるようチェコスラヴ社会民主党に要求しただけでなく、⁽⁶⁷⁾「ドイツ人はオーストリアで最も数が多く、文化的に高度に発展し、最も豊かな民族」なのだから、民族的扇動さえなくなれば、チェコ人やスロヴェニア人はドイツ人の言語・文化共同体に参加するだろうと主張した。⁽⁶⁸⁾このような発言から推測されることは、バウアーがスラヴ系諸民族に対するドイツ人の文化的優越性を深く確信しており、その結果、チェコ人の民族的同化を望んだということである。

とはいえ、チェコ人の民族同化をドイツ社会民主党の要求として掲げ、ドイツ社会民主党の要求をインターナショナルナリズムと同一視するためには、社会主義がナショナルリズムと結合していなくてはならないであろう。その基礎を提供したのもアードラーであった。アードラーは、「真剣に民族的であろうとする者は、当然の帰結として、

共産主義者でなくてはならない⁽⁶⁹⁾」と述べて、ナショナルリズムを社会主義と結び付けていた。この立場からすると、「人民の利害を汚らしい金袋の利害に従属させる」ブルジョアではなく、「最も惨めで飢えた鉱山労働者にいたるまで、全人民の大義を代表する」プロレタリアこそ真に民族的と看做されることになる。⁽⁷⁰⁾このような社会主義とナショナルリズムの結合を自らの民族理論の帰結として展開したものがバウアーにおける進化論的民族政策であった。

アードラーと同様にバウアーも、労働条件を改善することによってドイツ人の人口を増加させ、労働者がドイツ文化に親しむための余暇を与える社会民主党の政策こそ真に民族的な政策であると主張した。バウアーによれば、階級社会において民族的文化共同体に帰属するのは支配階級だけであり、社会主義が階級を廃止することによってはじめて、労働者も民族的文化共同体の構成員となるとされている。従って、社会民主党の進化論的民族政策は、労働者を民族的文化共同体へと組み込むことを目標とするのであった。⁽⁷¹⁾バウアーはこのように労働者の民族的要求を定式化した⁽⁷²⁾が、バウアーが社会主義をチェコ人の人口増加に対する対抗措置と看做したこと

からも分かるように⁽⁷²⁾、そこにはドイツ・ナシヨナリズムが色濃く現れていた。バウアーは進化論的民族政策に依拠して、「労働者階級の勝利はすべてドイツ民族のための成果⁽⁷³⁾」であり、労働者の階級闘争は同時に「ドイツ民族の偉大さと力⁽⁷⁴⁾」のための闘争であるなどと、ナシヨナリスト的議論を繰り返すことになる。

このようにバウアーにおいてはドイツ・ナシヨナリズムと社会主義が結合していたが、チェコスラヴ社会民主党のシュメラルも「人民の権利と利害を守る党が最も民族的であり、愛国的である」と述べていたことにも注意が払われるべきであろう⁽⁷⁵⁾。バウアーとシュメラルというドイツ社会民主党とチェコスラヴ社会民主党の理論的指導者がどちらも社会主義とナシヨナリズムを結合していたとすれば、社会民主党における民族対立はもはや個々の理論家におけるナシヨナリズムから説明されるものではない。その原因はむしろ社会民主党が置かれていた状況に求められるべきであろう。

オーストリアにおける社会主義運動、労働運動は、急進派と穏健派の対立を解消した一八八九年のハインフェルト党大会以降、しだいに大衆運動化した。労働組合に組織された労働者は急増し、初めて普通選挙権に基づい

て行われた一九〇七年の帝国議会選挙で社会民主党は八十七議席を獲得し、議会における最大の政党となっていた。しかし社会民主党が大衆化した時代は他の民族的労働者政党が勢力を拡大した時代でもあった。キリスト教社会党は反ユダヤ、反スラヴを掲げたカール・ルエーガーをウィーン市長へと押し上げ、チェコ人の側でもヴァーツラフ・クロファーチを指導者とする民族社会党が結成された。大衆運動化し、他の民族的労働者政党との競争を強いられた社会民主党はもはや労働者の利害だけでなく民族的利害を代表せざるを得なかったのである。もちろんそれに対して批判がなかったわけではない。左派の論客ヨーゼフ・シュトラッサーは、もし社会民主党が民族的利害をも代表するならば、「様々な諸民族の労働者は互いに闘わなくてはならなくなる⁽⁷⁶⁾」と指摘していた。しかしバウアーは、労働者の階級利害が個々の民族の特殊利害より重要だとしても、「我々は個々の民族の利害に無関心ではない」と述べて、シュトラッサーに反論したのだった⁽⁷⁷⁾。このようなバウアーの発言は社会民主党が置かれていた状況を率直に告白したものと見えよう。しかもこの時代のオーストリアの諸民族は、モムゼンが指摘しているように、いわば「国内帝国主義」として互い

に対峙しており、民族問題をあえて未解決にしておくことによつて、互いの居住地の侵食を目指していた。⁽⁷⁸⁾このような状況下では、社会民主党の民族自治政策が実現され得なかつただけでなく、チェコ少数民族学校の公立化という要求さえ「民族的拡張政策の一部分⁽⁷⁹⁾」として機能したのだつた。こうしてドイツ社会民主党とチェコスラヴ社会民主党がそれぞれ民族的利害を代表することによつて、オーストリア社会民主党は崩壊することになる。しかしそれは崩壊へと向かうオーストリアにおいて民族的利害を担わざるを得なかつた社会民主党にとつて避けがたい運命だつたのである。

五

チェコ少数民族学校をめぐる民族対立を背景としてバウアーの民族政策を再検討した結果、二つの問題点が浮き彫りとなつた。一つは、バウアーが少数民族学校の問題に代表される民族問題の解決策として個人原理に基づく民族自治を掲げつつも、同時に——強制的な同化ではないにせよ——民族同化に民族問題の解決を見ていたということである。もう一つは、コメンスキー学校の公立化をめぐるドイツ社会民主党とチェコスラヴ社会民主党の対

立が民族対立となつていたにもかかわらず、バウアーはドイツ社会民主党の要求をインターナショナルイズムと同視し、チェコスラヴ社会民主党の要求をナショナルイズムの現われと看做したことである。

民族自治を提唱すると同時に民族問題の解決策を民族同化に求めるといふバウアーの民族政策の矛盾は、バウアーの民族理論にも矛盾を引き起こした。民族自治を基礎づけるために、バウアーは「運命共同体から生じた性格共同体」といふ新たな民族規定を構築し、民族性を個人の属性の一つに数えていた。しかし民族同化を資本主義的發展の帰結として理解するために、バウアーは言語共同体という民族規定を再び導入することになつた。バウアーはこの民族規定に依拠して、資本主義の担い手となり得ない民族的少数派は多数派によつて同化されざるを得ないと主張したのである。

バウアーが理論上の矛盾を引き起こしてまで民族同化に固執した背景にバウアー自身のドイツ・ナショナルイズムがあつたことは否定できない。バウアーはスラヴ系諸民族に対するドイツ文化の優越性を確信しており、これらの諸民族がドイツ人に同化することを望んでいたのだつた。しかもバウアーは進化論的民族政策によつて社会

主義とドイツ・ナショナリズムを理論的に結合していた。そうすることによってのみバウアーは社会主義の要求のなかにドイツ人の民族的要求を組み込み、それをインターナショナリズムと称することができたのである。このような立場は、ドイツ社会民主党とチェコスラヴ社会民主党の対立を少なからず助長したと言えよう。

しかしバウアーに見られるナショナリズムは社会民主党が置かれていた状況に規定されていた。社会民主党は十九世紀末に大衆運動化し、労働者階級の利害だけでなく民族的利害も代表するようになったが、この時代のオーストリア諸民族は互いに領地を侵食しあう「国内帝国主義」として対峙していた。このような状況においては少数派学校の建設という民族自治政策に由来する要求さえナショナリズムの手段として機能せざるを得なかったのである。オーストリア社会民主党によって提起された民族自治政策が変質したのはこのためであったと言えよう。

註

- (1) Otto Bauer, *The Question of Nationalities and the Social Democracy*, translated by Joseph O'Donnell, Minneapolis / London 2000. オッター・バウアー『民族問題と

社会民主党』丸山敬一他訳。御茶の水書房二〇〇一年。

- (2) Ephraim Nimni, *Marxism and Nationalism. Theoretical Origins of a Political Crisis*, London 1991; John Schwarzmantel, *Socialism and the Idea of the Nation*, New York 1991; Britta Jensen, *Austroroxismus und Nation*, in: *Marxistische Blätter*, Nr. 6, 1994.
- (3) Leszek Kolakowski, *Die Hauptströmungen des Marxismus*, Bd. 2, München/Zürich 1988, S. 323.
- (4) Robert A. Kann, *Das Nationalitätenproblem der Habsburgermonarchie. Geschichte und Ideengehalt der nationalen Bestrebungen vom Vormärz bis zur Auflösung des Reiches im Jahre 1918*, 1. Band, Graz / Köln 1964, S. 104.
- (5) Schwarzmantel, *Marxistische Theorien über Nationsbildung und der Zusammenbruch des Kommunismus*, in: *Beiträge zur Geschichte der Arbeiterbewegung*, 36. Jg., 1994.
- (6) Michael Löwy, *Internationalismus und Nationalismus. Kritische Essays zu Marxismus und nationaler Frage*, Köln 1999, S. 65.
- (7) *Ebd.*, S. 9.
- (8) *Ebd.*, S. 88.
- (9) 加藤一夫「中・東欧諸国におけるナショナリズム・ルネサンス。O・バウアー民族理論の再評価をめぐって」『現代思想』一九九三年五月号。
- (10) Michael Forman, *Nationalism and the International Labor Movement. The Idea of the Nation in Socialist and Anarchist Theory*, Pennsylvania 1998, S. 108.

- (11) Hugo Hantsch, *Die Nationalitätenfrage im alten Österreich*, Wien 1953, S. 73.
- (12) Roman Rosdolsky, Friedrich Engels und das Problem der „geschichtslosen“ Völker. (Die Nationalitätenfrage in der Revolution 1848 – 1849 im Licht der Neuen Rheinischen Zeitung), in: *Archiv für Sozialgeschichte*, Bd. 4, Hannover 1964, S. 248.
- (13) Hans Mommsen, *Arbeiterbewegung und Nationale Frage*, Göttingen 1979, S. 212.
- (14) Karl M. Brousek, *Die Großindustrie Böhmens 1848-1918*, München 1987.
- (15) Josef Seliger, Die Minoritäten, wie sie entstehen und wie sie erwachen, in: *Der Kampf*, Bd. 2, 1908/09, S. 12.
- (16) André G. Whiteside, Industrial Transformation, Population Movement and German Nationalism in Bohemia, in: *Zeitschrift für Ostforschung*, 10. Jg., Heft 3, Marburg / Lahn 1961.
- (17) Gesetz vom 14. Mai 1869, durch welches die Grundsätze des Unterrichtswesens bezüglich der Volksschulen festgestellt werden, in: *Reichsgesetzblatt für das Kaiserthum Oesterreich* [≡ RGBl.], XXIX. Stück, Jg. 1869, S. 285.
- (18) Hannelore Burger, *Sprachenrecht und Sprachgerechtigkeit im österreichischen Unterrichtswesen 1867-1918*, Wien 1995, S. 95.
- (19) Bauer, Die Nationalitätenfrage und die Sozialdemokratie, *Werkausgabe*, Bd. 1, S. 315.
- (20) 一九〇〇年のウィーンの人口は一六七四九五七人であり、チェコ人は六、一%を占めることになる。ただし、この数字はあまり信用されていない。一八五六年と一八六九年の調査によれば、ウィーンの人口に占めるチェコ人の割合はそれぞれ十七、六%、十六%と推定されており、多くのチェコ人がドイツ人に換算されていると考えられたからである。それ故一九〇〇年の調査結果は最小限の数値と看做され、しばしばチェコ人はウィーンに四十万人を越えるチェコ人が居住すると主張し、ドイツ人のなかには将来ウィーンがスラヴ人の都市になると予想する者も存在する。Monika Gletler, *Die Wiener Tschechen um 1900. Strukturanalyse einer nationalen Minderheit in der Großstadt, München / Wien 1972*, S. 26 ff.
- (21) Staatsgrundgesetz vom 21. December 1867, über die allgemeinen Rechte der Staatsbürger für die im Reichsrathe vertretenen Königreiche und Länder, RGBl., Jg. 1867, LXI. Stück, S. 396.
- (22) Gerald Stourzh, *Die Gleichberechtigung der Nationalitäten in der Verfassung und Verwaltung Österreichs 1848-1918*, Wien 1985, S. 66 ff.
- (23) Burger, *Sprachenrecht und Sprachgerechtigkeit im österreichischen Unterrichtswesen 1867-1918*, a. a. O., S. 127/128.
- (24) Gletler, *Die Wiener Tschechen um 1900*, a. a. O., S.

530/531.

- (25) *Sammlung der nach gepflogener mündlicher Verhandlung geschöpften Erkenntnisse k. k. Reichsgerichtes*, hrsg. von Anton Hye, XIII. Teil, 1. Heft, Jg. 1904, Graz / Wien 1907, S. 471.
- (26) Bauer, Nationale Minderheitsschulen, *Werkausgabe*, Bd. 8, S. 273.
- (27) Karl Kautsky, Der Kampf der Nationalitäten und das Staatsrecht in Österreich, in : *Die Neue Zeit*, 16. Jg., Bd. 1, 1897-98, S. 559.
- (28) Etbin Kristan, Nationalismus und Sozialdemokratie in Österreich, in : *Akademie*, Prag 1898, zitiert bei : Franz Rozman, Der Austroslawismus und die Sozialdemokratie in Südosteuropa, in : *Der Austroslawismus. Ein verfrühtes Konzept zur politischen Neugestaltung Mitteleuropas*, hrsg. von Andreas Moritsch, Wien / Köln / Weimar 1996, S. 198.
- (29) Karl Renner, Staat und Nation, in : ders., *Schriften*, hrsg. von Anton Pelinka, Salzburg / Wien 1994, S. 30.
- (30) Bauer, Die Nationalitätenfrage und die Sozialdemokratie, *Werkausgabe*, Bd. 1, S. 401.
- (31) *Ebd.*, S. 404.
- (32) *Ebd.*, S. 391.
- (33) Bauer, Unser Nationalitätenprogramm und unsere Taktik, *Werkausgabe*, Bd. 8, S. 70.
- (34) Jan Galandauer, Šmerals Auffassung der Nationalitäten-

frage und des Verhältnisses der tschechischen Nation zu Österreich-Ungarn am Vorabend des Ersten imperialistischen Weltkrieges, in : *Historica*, XXIII, Praha 1983, S. 67.

- (35) Bohumír Šmeral, Národnostní otázka a sociální demokracie, in : ders., *Výbor z Díla*, Bd. 1, Praha 1981, S. 155.
- (36) *Ebd.*, S. 157/158.
- (37) Bauer an Šmeral, Wien 15. Sept 1909, zitiert bei : Zdeněk Šolle, Die Sozialdemokratie in der Habsburger Monarchie und die tschechische Frage, in : *Archiv für Sozialgeschichte*, Bd. 6/7, 1966/67, S. 386.
- (38) O[tto]. B[auer]., Tschechische Parteiliteratur, in : *Der Kampf*, Bd. 3, 1909/10, S. 94.
- (39) Bauer, Nationale Minderheitsschulen, *Werkausgabe*, Bd. 8, S. 275 ff.
- (40) *Ebd.*, S. 280 ff.
- (41) Ludo M. Hartmann, Zur Frage der nationalen Minoritätsschulen, in : *Der Kampf*, Bd. 3, 1909/10, S. 59 ff.
- (42) Franz Tomášek, Nationale Minderheitsschulen als soziale Erscheinung, in : *Der Kampf*, Bd. 3, 1909/10, S. 109/110.
- (43) *Stenographische Protokolle über die Sitzungen des Hauses der Abgeordneten des österreichischen Reichsrates* [2 ← *Sten. Prot. Abgeordnetenhaus*], XX. Session, 6. Sitzung, 30. Nov. 1909, S. 590.

- (44) Alfred Meissner, Die deutsch-tschechische Frage und die Sozialdemokratie, in : *Der Kampf*, Bd. 4, 1910/11, S. 110.
- (45) Bauer, Nationale Assimilation, *Werkausgabe*, Bd. 7, S. 248.
- (46) Raimund Löw, *Zerfall der „Kleinen Internationale“. Nationalitätenkonflikte in der Arbeiterbewegung des alten Österreich (1889–1914)*, Wien 1984, S. 131.
- (47) *Sten. Prot. Abgeordnetenhaus*, XX. Session, 6. Sitzung, 30. Nov. 1909, S. 565 ff.
- (48) *Sten. Prot. Abgeordnetenhaus*, XX. Session, 63. Sitzung, 23. Juni 1910, S. 3729/3730.
- (49) *Sten. Prot. Abgeordnetenhaus*, XX. Session, 57. Sitzung, 16. Juni 1910, S. 3301.
- (50) Löw, *Zerfall der „Kleinen Internationale“*, a. a. O., S. 110/111.
- (51) Bauer, Der Weg zum Frieden, *Werkausgabe*, Bd. 8, S. 402.
- (52) *Ebd.*, S. 403.
- (53) Bauer, Das Wesen des Internationalismus, *Werkausgabe*, Bd. 8, 395.
- (54) Die tschechoslawische Gewerkschaft u. das Exekutivcomité der tschechoslawischen sozialdemokratischen Arbeiterpartei in Prag, *Der Streit zwischen den tschechischen und den deutschen Gewerkschaften in Oesterreich*, in : *Histoire de la II^e Internationale. Congrès Socialiste International. Copenhague 28 Aout - 3 Septembre 1910*. IX, Tome 21, Genève 1982, S. 2530.
- (55) Bauer, Innere Kämpfe in der österreichischen Sozialdemokratie, *Werkausgabe*, Bd. 7, S. 977.
- (56) *Ebd.*, S. 973.
- (57) Bauer, Voraussetzungen der Internationale, *Werkausgabe*, Bd. 8, S. 912/913.
- (58) Mommsen, *Arbeiterbewegung und Nationle Frage*, a. a. O., S. 212.
- (59) Bauer, Nationale Assimilation, *Werkausgabe*, Bd. 7, S. 245 ff.
- (60) Kautsky, Die moderne Nationalität, in : *Die Neue Zeit*, 5. Jg., 1887, S. 447.
- (61) Bauer, Die Nationalitätenfrage und die Sozialdemokratie, *Werkausgabe*, Bd. 1, S. 60.
- (62) *Ebd.*, S. 184.
- (63) *Ebd.*, S. 175.
- (64) Bauer, Nationale Assimilation, *Werkausgabe*, Bd. 7, S. 247.
- (65) Bauer, Die Bedingungen der nationalen Assimilation, *Werkausgabe*, Bd. 8, S. 623.
- (66) Adler an Kautsky, 21. Aug. 1886, in : *Victor Adler, Briefwechsel mit August Bebel und Karl Kautsky sowie Briefe von und an Ignaz Auer, Eduard Bernstein, Adolf Braun, Heinrich Dietz, Friedrich Ebert, Wilhelm Liebknecht, Hermann Müller und Paul Singer*, gesammelt und

erläutert von Friedrich Adler, Wien 1954, S. 12.

- (67) Bauer, Wachstumsschmerzen, *Werkausgabe*, Bd. 8, S. 363.
- (68) Bauer, Deutschtum und Sozialdemokratie, *Werkausgabe*, Bd. 1, S. 44.
- (69) Adler an Kautsky, 21. Aug. 1886, *a. a. O.*
- (70) Adler, Arbeiterversammlung über die Arbeitskammer, in: ders., *Schriften, Reden, Briefe*, Heft 5, Wien 1925, S. 184/185.
- (71) Bauer, Deutschtum und Sozialdemokratie, *Werkausgabe*, Bd. 1, S. 25 ff.
- (72) *Ebd.*, S. 27.
- (73) *Ebd.*, S. 30.
- (74) Bauer, Nationale und soziale Probleme des Deutschtums in Mähren, *Werkausgabe*, Bd. 1, S. 636.
- (75) Šmeral, Kdo jsou a co chtějí sociální demokraté, *Výbor z Díla*, Bd. 1, S. 96.
- (76) Josef Strasser, *Der Arbeiter und die Nation*, Reichenberg 1912, S. 12.
- (77) Bauer, Der Arbeiter und die Nation, *Werkausgabe*, Bd. 8, S. 651.
- (78) Mommsen, *Arbeiterbewegung und Nationale Frage*, *a. a. O.*, S. 178.
- (79) Mommsen, *Die Sozialdemokratie und die Nationalitätenfrage im habsburgischen Vielvölkerstaat, I. Das Ringen um die supranationale Interaktion der zisleithanischen*

Arbeiterbewegung (1867-1907), Wien 1963, S. 394.